

(お知らせ)

富岡町における片付けごみ回収の開始について

平成25年10月4日
環境省福島環境再生事務所

環境省では、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、対策地域内廃棄物の処理を行うこととしております。

富岡町においては、これまで、ご家庭のお片付け等の際に廃棄せざるを得なくなった家財等（片付けごみ）の一時保管をお願いしておりましたが、このたび、関係者の皆さまの多大なるご理解・ご協力を賜り、仮置場を一部確保することができたことから、片付けごみの回収を開始することとなりましたので、お知らせいたします。

1. 片付けごみ回収の概要について

(1) 回収地域
富岡町全域

(2) 回収開始日
平成25年10月5日（土）

(3) 回収方法
環境省の委託業者が、町内のごみステーションを巡回しごみを回収し、富岡町毛萱地区に設置した廃棄物仮置場に搬入した上で、一時保管します。

2. 取材について

(1) 日時
平成25年10月5日（土）午前10時～（1時間程度）

(2) 場所
富岡町毛萱地区廃棄物仮置場（別紙地図のとおり）

(3) 作業内容

- ・当日は、町民の皆さまのごみ出しの支障とならないよう、もともとごみステーションに置かれていた片付けごみ等を、フレキシブルコンテナバッグに封入し、ごみステーションから回収する作業を主に行います。
- ・回収したフレキシブルコンテナバッグを、富岡町毛萱地区に設置した廃棄物仮置場に搬入します。

(4) 留意点

- 安全確保のため、指定のエリアにて撮影取材いただきますようお願いいたします。
- 現場周辺の道路は狭いため、周辺住民の皆さまのご迷惑とならないよう、駐車場所等については現地担当官の指示に従って下さい。
- 当日はヘルメットをご持参願います。ヘルメットを着用されていない方は廃棄物仮置場への立入りできませんのでご注意ください。

<本件に関する問合せ先>

環境省福島環境再生事務所

放射能汚染廃棄物対策課

☎024-573-7330 (代表)

課長：中村 雄介(内 500)

課長補佐：近藤 慎吾(内 535)

課長補佐：藤田 宏篤(内 526)

※10月5日(土)当日の連絡は、
080-2837-2061 までよろしくお願
いいたします。

(別紙)

